

令和4年第12回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月13日(火) 午後2時00分から午後2時10分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員 (13人)

	1番	坂	政	和
	2番	笹山	勝彦	
	3番	荒道	秀雄	
	4番	鹿原	仁	
	5番	堰合	とし	
	7番	浜谷	秀雄	
	8番	長根	義則	
	9番	久保	雅庸	
	10番	中城	司	
	11番	郷州	公典	
	12番	土橋	剛	
会長職務代理者	13番	横道	文男	
会長	14番	百目木	憲一	

4. 欠席委員 (1人)

6番 阿部 範彦

5. 出席農地利用最適化推進委員 (8人)

石鉢地区	森	正浩
鳥屋部地区	堰合	繁
金山沢地区	向井	成男
田代地区	水合	達徳
登切地区	清水頭	保孝
赤保内地区	桑原	英世
道仏地区	糸坪	岩雄
小舟渡地区	平戸	三雄

6. 欠席推進委員 (1人)

大蛇地区 上山 清治

7. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の  
許可について

議案第21号 非農地証明申請について

8. 農業委員会事務局職員

参 事 (事務局長) 西 山 圭 一

総括主幹 (事務局次長) 森 淳

主 査 十文字 綾 紀

## 9. 総会の概要

事務局	<p>令和4年第12回農業委員会総会を開催します。</p> <p>修礼を行いますので、ご起立ください。</p> <p>礼。直れ。</p> <p>農業委員会憲章を唱和します。</p> <p>それでは、最初からご一緒をお願いします。</p>
全員	<p>(農業委員会憲章唱和)</p>
事務局	<p>ご着席下さい。</p> <p>はじめに百目木会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長挨拶)</p>
会長	<p>本日は大変お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。局長と話しをして、今回より全員でやりますのでよろしくお願い申し上げます。今年も慌ただしく、コロナに振り回された1年でした。何年続くのか分からないが、逃げることも、仲良くすることもできないが、気を付けて過ごして、滞りなくできればと思っている。来年は改選期。皆さん情報交換等もしていると思います。私としても残りの任期に努めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、階上町農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長になることになっておりますので、百目木会長より申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員8名です。農業委員の数が過半数に達していますので、令和4年第12回階上町農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p>日程第1、「会議録署名委員の指名について」を議題とします。</p> <p>会議録署名委員は、議長において、8番 長根委員、10番 中城委員を指名します。</p> <p>日程第2、「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>

委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、会期は、本日1日と決定します。 日程第3、議案第20号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件を議題といたします。 事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第20号について朗読いたします。 1ページ目をご覧ください。【議案朗読】</p> <p>議案第20号の詳細について説明いたします。 番号6は、譲渡人所有の農地について親戚関係にある譲受人に贈与するもので、今年譲渡人の母が亡くなり、当農地を相続しましたが、譲渡人は、現在八戸市在住で、今後農業に従事する意志は無く、このまま放置されると農地の荒廃が進むことから、今後のこの農地の管理について、近隣に住み、農業経験がある譲受人へ贈与し、じゃがいもを作付けする予定となっております。 譲受人は現在も水稻、露地野菜、じゃがいもなどの生産を行い、農業を行っていることから農地法第3条第2項各号の規定には該当しないので、許可相当と考えます。 以上で議案の朗読、説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、番号6の地区担当の向井推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>金山沢地区につきましては、12月2日午後2時00分から会長、阿部委員、森事務局次長、十文字事務局員と私、松本行政書士の6名で現地確認をいたしました。詳細については、事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので採決します。議案第20号「農地法第3条第1項</p>

委員	<p>の規定に基づく農業委員会の許可について」の件に、賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 20 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件は承認します。</p> <p>次に、議案第 21 号「非農地証明申請について」の件を議題といたします。事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 21 号について朗読いたします。</p> <p>4 ページ目をご覧ください。【議案朗読】</p> <p>議案第 21 号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案は、農地所有者から農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの非農地証明願いが提出されたことに伴い、農地でないことを証明したいので、ご提案するものです。</p> <p>番号 7 について申請地は蒼前東二丁目内の田畑 2 筆と、赤保内字田端内の畑 1 筆の合計 3 筆の申請となります。うち赤保内字田端内の畑 1 筆は農業振興地域内の農地です。いずれも令和 4 年 11 月 15 日に、所有者から申請があり、高齢であり、農業後継者もいないため、20 年以上前から耕作しておらず、農地に復元することが困難である土地である旨の申請がありました。</p> <p>昨年度の荒廃農地調査でも再生不可能の農地として報告済みの農地であり、また平成 22 年の航空写真でも当時から山林化している点等確認しております。令和 4 年 11 月 28 日に現地確認を行いました。申請のとおり樹齢 20 年～30 年程の木が樹生し山林化していることを確認しました。以上のことから農地法の運用についての第 4 の (4) の再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に該当し、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として判断するものです。</p> <p>以上で議案の朗読、説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、番号 7 の地区担当の森推進委員と桑原推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はじめに森推進委員をお願いします。</p>
委員	<p>石鉢地区につきましては、12 月 2 日午後 2 時 50 分から会長、郷州</p>

	<p>委員、森事務局次長、十文字事務局員と私、三浦測量の三浦さんの6名で現地確認をいたしました。詳細については、事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして桑原推進委員申し上げます。</p>
委 員	<p>赤保内地区につきましては、12月2日午後2時30分から会長、坂委員、森事務局次長、十文字事務局員と私、三浦測量の三浦さんの6名で現地確認をいたしました。詳細については、事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。  ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので採決します。議案第21号「非農地証明申請について」の件は、推進委員報告のとおり、「非農地」と判断することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第21号「非農地証明申請について」の件は「非農地」と判断することに決定します。  これにて、本会議に付議された全案件が終了しました。  以上をもちまして、令和4年第12回階上町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>修礼を行います。  礼。 直れ。</p> <p>令和4年12月13日</p> <p>議事録署名者 議 長 _____ 百目木 憲一 _____</p> <p>8 番 _____ 長根 義則 _____</p> <p>10 番 _____ 中城 司 _____</p>